

消防法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第18号

消防法等施行細則の一部を改正する規則

消防法等施行細則（昭和37年名古屋市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1号中「第 4号の 3」を「第 4号の 4」に改め、同条第 1号の 2中「第 4号の 2」の次に「及び第 4号の 3」を加え、同条第 2号中「第 4号の 4」を「第 4号の 5」に改める。

別記第 9の 2中「熱 気 浴 設 備 設 置 届」を「簡易サウナ設備 設置届」に、「（あて先）」を「（宛先）」に、「熱気浴設備の」を「簡易サウナ設備の」に、「熱気浴室」を「サウナ室」に、「熱気浴設備」を「サウナ設備」に改める。

附 則

1 この規則は、令和 8年 3月31日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の消防法等施行細則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて提出されている届は、この規則による改正後の消防法等施行細則（以下「改正後規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。